

よくある質問

大項目	中項目	質問	回答
制度について	制度について	ドローンに関する制度について、教えてください。	ドローンに関する制度については、 国土交通省ホームページ をご確認ください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	登録したメールアドレス、電話番号はどのような場合に使用されますか？	申請の受付通知、申請内容修正依頼の連絡など申請に関する必要な手続きの連絡等の用途に使用されます。なお、メールは information@dips.mlit.go.jp から送付されますので、受信可能となるよう設定をお願いします。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	問い合わせはどこへすればよいですか？	無人航空機ヘルプデスクにて、電話によるお問い合わせを受け付けております。 050-5445-4451 (平日 9 時 00 分～17 時 00 分 (土日祝を除く)) ※時間帯によって電話が繋がりにくい場合がございます。その際は、時間を空けてお電話をお願いいたします。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	ドローン情報基盤システム 2.0 の個人情報の取り扱いを教えてください。	個人情報保護のページに記載しております。 個人情報保護 のページをご確認ください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	ドローン情報基盤システム 2.0 は高齢者や視覚障害者に対してどのような配慮がされていますか？	アクセシビリティのページに記載しております。 アクセシビリティ のページをご確認ください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	ドローン情報基盤システム 2.0 の操作マニュアルはありますか？	使い方のページで操作マニュアルをダウンロード頂けます。 使い方 のページをご確認ください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	メールアドレスを持っていません。必要でしょうか？	メールアドレスは必要です。携帯電話やフリーメールサービス等を利用して、メールアドレスを準備してください。

大項目	中項目	質問	回答
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	マイナポータルへのログインが必要でしょうか？	マイナポータルへのログインをすることなく利用することが可能です。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	ドローン情報基盤システム 2.0 が利用可能な時間を教えてください。	不定期のメンテナンス時間を除き、24 時間利用することが可能です。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	ドローン情報基盤システム 2.0 を利用できる人は限定されていますか？	利用規約等に同意し、アカウントを開設した方であれば誰でも利用できます。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	別の作業をしている間に画面が変わってしまいました。利用できないということでしょうか？	一定時間の操作がない場合は、自動的にドローン情報基盤システム 2.0 からログアウトされます。再度、ログインをし直した上で、操作を行ってください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	入力にかかる時間はどれくらいですか？	手続き、入力が必要な情報の準備状況、申請者のパソコンの操作への習熟度によって入力にかかる時間は異なります。日常的にパソコンを利用されている方が、入力に必要な情報の全てが揃っている状態で新規登録の手続きを実施する場合、入力にかかる時間の目安は 20 分程度です。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	404 というページが表示される。	404 エラー（404 Not Found）はページが存在しない時に表示されます。国土交通省のホームページに掲載しているドローン情報基盤システム 2.0 のリンクからアクセスし直してください。なお、それでも 404 のページが表示される場合、システム障害が発生している可能性があります。誠に恐れ入りますが、しばらく時間がたってから再度アクセスしてください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	システムの利用について	502 Bad Gateway というページが表示される。	502 Bad Gateway が表示された場合、ドローン情報基盤システム 2.0 が一時的に停止しているか、システム障害が発生している可能性があります。誠に恐れ入りますが、しばらく時間がたってから再度アクセスし直してください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	アカウントについて	アカウントの情報を変更したいです。	アカウントの情報を変更する手順については、 こちら をご確認ください。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	アカウントについて	ドローン情報基盤システム 2.0 にログインするときにマイナンバーカードは必要ですか？	ログインする際は不要です。

大項目	中項目	質問	回答
ドローン情報基盤システム 2.0 について	アカウントについて	ドローン情報基盤システム 2.0 にログインするときにマイナンバーカードで自動ログインできますか？	自動ログインはできません。アカウント開設時に発行された ID とご自身で設定されたパスワードが必要です。
ドローン情報基盤システム 2.0 について	動作環境	対応しているパソコンの OS・ブラウザを教えてください。	OS は Windows と MacOS、ブラウザは Edge、Chrome、Safari に対応しています。詳細は 動作環境 のページをご確認ください。
飛行許可・承認申請について	制度・システムの位置づけ	誰でも利用できますか。	どなたでも利用することができます。なお、利用にあたっては利用者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス 等の入力をお願いしているため、16 歳未満の利用者が個人情報を登録される場合は、保護者の方の同意のもとに登録をお願いいたします。
飛行許可・承認申請について	システムの利用について	動作が重い、または画面が固まってしまう。	システムへのアクセスが集中した際など、動作が遅くなる場合がございます。少し時間を置いてから再度アクセスし直してください。
飛行許可・承認申請について	制度・システムの位置づけ	システム利用料は必要ですか？	システム利用料は不要です。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	登録済みの機体を追加・変更したいのですが、どうすればよいですか？	ドローン情報基盤システム 2.0（飛行許可・承認申請機能）にログイン後、無人航空機情報の登録・変更から変更可能です。詳細は、 操作マニュアル を参照してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	所有者が自分以外の機体を追加したいのですが、どうすればよいですか？	機体の所有者に機体情報の提供の操作を行っていただくことで、他者の機体についても追加が可能です。詳細は、 操作マニュアル を参照してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	登録済みの操縦者を追加・変更したいのですが、どうすればよいですか？	ドローン情報基盤システム 2.0（飛行許可・承認申請機能）にログイン後、無人航空機情報の登録・変更から変更可能です。詳細は、 操作マニュアル を参照してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	操縦者の情報提供画面に何も表示されません。	操縦者の他者からの情報提供は、2022 年 12 月から開始される技能証明制度による技能証明保持者の情報に限られます。その他の他者の情報は利用者ごとに入力してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	従来までの書面での申請はできないのですか。	書面による手続きも可能です。

大項目	中項目	質問	回答
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	どれぐらい前までに申請すればよいでしょうか。	飛行開始予定日の10日前（土日祝日等を除く。）までに申請してください。ただし、申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合がありますので、初めて申請される方は、余裕をもって申請してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	提出した申請内容に誤りがあったので訂正したいのですが、どうすればよいですか。	一度送信した申請書については、申請者の方では訂正することができません。次の手順により手続きを行ってください。 （1）申請前に入力内容の訂正を行いたい場合は、「業務共通／メニュー」画面より「申請書の複製」を行い、正しい内容を入力し直してください。 （2）複製元とした不要な申請については、取下げを行ってください。 取下げ方法については、よくある質問『申請を取下げたいのですが、どうすればよいですか？』の回答をご確認ください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	申請を取下げたいのですが、どうすればよいですか？	申請後、申請状況が「審査中」または「補正申請作成中」であれば、ドローン情報基盤システム2.0（飛行許可・承認申請機能）にログイン後、「申請書情報管理／申請書一覧」画面から取下げが可能です。詳細は、 操作マニュアル を参照してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	申請書を送信中にパソコンが止まってしまいました。送信が完了しているかどうか確認する方法はありますか？	「申請書情報管理／申請書一覧」画面より、申請状況のステータスをご確認ください。 「審査中」になっていれば、送信完了しています。 「作成中」の場合、送信は完了していません。「照会編集」ボタンを押下して再度送信を行ってください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	どこまで申請が進んでいるのか確認できる方法はありますか？	「申請書情報管理／申請書一覧」画面より、申請状況のステータスをご確認ください。ステータスの詳細は次のとおりです。 （1）「作成中」：申請書の作成中断中であり、未提出の状況 （2）「補正申請書作成中」：提出先から補正指示を受けている状況 （3）「審査中」：申請書を提出先で審査中の状況 （4）「許可書発行待ち」：提出先での審査が終了し、許可書の発行手続き中の状況 （5）「手続終了」：許可書の発行手続きを含めて全ての手続きが完了している状況 （6）「手続終了（取り下げ）」：申請書を取り下げた状況

大項目	中項目	質問	回答
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	補正指示の通知があったのですが、どのように補正すればいいですか？	操作マニュアル を参照してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	電子許可書とは何ですか？	公印等の押印に代わって、電子署名された許可書になります。書面の許可書と異なり、申請書の提出先への返信用封筒の郵送は不要となりますので、申請から許可までのすべての手続きをオンラインで行うことが可能になります。 電子許可書を希望される場合には、申請書作成の際に、STEP4「その他詳細等入力」画面において、「電子許可書」希望を選択してください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	これまで同様に書面の許可書で発行してほしいのですが、可能ですか？	書面による許可書の発行も可能です。申請書作成の際に、STEP4「その他詳細等入力」画面において、「紙の許可書」希望を選択してください。 書面による許可書を希望し書面による許可書が発行された場合には、申請書の提出先への返信用封筒の郵送が必要となりますので、ご注意ください。 また、一度電子許可書で発行された場合には、書面による再発行はできません。書面による許可書を希望される場合には、再度申請を行って下さい。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	電子許可書を受け取ったのですが、地方航空局長（空港事務所長）の印がありません。	電子的に署名を行っておりますので、印影を確認することはできません。 鑑文書ファイル（xml ファイル）を表示することで電子許可書であるかは確認できます。 有効であるかの確認については、よくある質問『電子許可書の署名が有効（本物）であるか確認したいのですが、可能ですか』をご参考ください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	電子許可書の場合、どのように「許可書又はその写しの携行」を行えばよいですか？	印刷した「鑑文書」及び「許可書」（別紙がある場合には別紙も含む）を携行するか、または zip ファイルに保存されたデータそのものを電子的に携行してください。 データとして携行する場合には、行政機関から問われた際に、常に視覚的に提示できるようにしてください。
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	電子許可書の署名が有効（本物）であるか確認したいのですが、可能ですか？	電子許可書が改ざんされていないか、また付与された電子署名が有効かは、e-Gov 電子申請システムでの検証が可能です。 次の URL にアクセスし、「公文書署名検証」より検証を行ってください。 e-Gov 電子申請システム： https://shinsei.e-gov.go.jp/

大項目	中項目	質問	回答
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	使用できるファイルの種類（拡張子）をおしえてください。	<p>使用できるファイルの種類（拡張子）は以下のとおりです。</p> <p>① 機体の仕様が分かる資料（設計図又は写真）、操縦装置の設計図又は写真 jpg、jpeg、png、gif</p> <p>② 取扱説明書、技能認証証明書、機体追加基準適合入力資料及び写真等、使用する飛行マニュアル、その他 xls、xlsx、doc、docx、pdf、jpg、jpeg、png、gif</p>
飛行許可・承認申請について	飛行許可・承認申請の方法・システム操作について	添付するファイルなどにサイズの上限はありますか？	<p>① 機体の仕様が分かる資料（設計図又は写真）：2MB</p> <p>② 操縦装置の設計図又は写真：2MB</p> <p>③ 取扱説明書：30MB</p> <p>④ 技能認証証明書：1MB</p> <p>⑤ 機体追加基準適合入力資料及び写真等：2MB</p> <p>⑥ リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル：10MB</p> <p>⑦ 使用する飛行マニュアル（その他）：500kB</p> <p>⑧ その他添付ファイル：10MB</p>